

改革開放後における中国流通政策の展開

島 永 嵩 子

1. はじめに

本稿の目的は、中国の改革開放後から現在にいたるまで、中国においていかなる流通政策が行われてきたのかについて明らかにすることにある。

流通政策とは、経済政策の一部門として、生産から消費に至る流通の機能や活動を対象に実施される公共政策であり、その目的は流通の「望ましい状態」を達成するところにあるとされる（渡辺，2007）。渡辺（2007）によれば、流通政策は、流通部門における市場の失敗によって、市場関係の基盤としての機能が阻害されることを回避するという重要な役割を担っているとされる。

中国では、1978年の「改革開放政策（国内経済体制の改革と対外開放政策）」が実施されるまでの間、ソ連型の社会主義計画経済体制が流通分野を支配してきた（寺嶋ほか，2003）。この時代は流通業者が流通機能というよりはむしろ、「配分機能（配給機能）」を担っていた。こうした状況が一変するのは、1978年の改革開放以降のことである。趙（1996）によれば、社会主義市場経済で流通の「望ましい状態」を達成するために、流通政策が必要となる理由として次のように指摘されている。

- (1) 政府による干渉の仕方は、計画経済時代とは異なるものの、社会主義公有制という仕組みから、政府による干渉の必然性がいまだ残っている。
- (2) 中国は膨大な人口を抱えており、地域間格差による経済発展の不均衡が存在するため、効果的な資源配分が必要である。
- (3) 中国は高度経済成長期にあり、物価上昇や市場の不安定を是正するために指導が必要である。
- (4) 社会主義市場経済それ自体が、市場と計画の相互作用により生まれた体制であり、秩序ある市場の生成と有効な運営には流通政策が必要不可欠である。

上記の流通政策の必要性を踏まえて、趙（1994，1996）は、中国の流通政策に関して、次のような2つの枠組みにまとめている。すなわち、従来の計画経済における流通体制の

改革と流通の現代化の促進である。これに加えて、2001年、中国がWTOに加盟し、流通の開放政策が実施された。この流通開放政策は、従来の閉鎖的な流通政策の転換の出発点として位置づけられる(謝, 2000; 2005)。

したがって、本稿では、おもに趙(1994, 1996)および謝(2000, 2005)を参考にしながら、流通体制の改革、流通の対外開放、および流通の現代化の促進という3つの側面から、改革開放後における中国流通政策の展開について概観することにした。

2. 流通体制の改革に関する流通政策

ここで、まず表1を参照されたい。これは、流通体制の改革に関する主な流通政策について一覧表形式でまとめたものである。この表から明らかなように、1983年に流通体制改革がスタートし、1993年にほぼ完了していることがわかる。以下では、所有制の構造改革、市場経済方式への改革、および国有流通企業の体制改革の3つを中心に整理していくことにする。

表1 流通体制の改革に関する主な流通政策

1983年	・ 城鎮集団所有制経済におけるいくつかの政策問題に関する暫定規定 [关于城鎮集体所有制經濟若干政策問題的暫行規定]
1984年	・ 経済体制改革に関する中国共産党中央委員会の決定 [中共中央关于經濟体制改革的決定]
1987年	・ 都市部および農村部における個人商業の管理に関する暫定条例 [城鄉个体工商戶管理暫行条例]
1988年	・ 中華人民共和国憲法修正案 [中華人民共和国憲法修正案]
	・ 中華人民共和国私営企業に関する暫定条例 [中華人民共和国私営企業暫行条例]
1991年	・ 中華人民共和国城鎮集団所有制企業に関する条例 [中華人民共和国城鎮集体所有制企業条例]
	・ 農業および農村経済の更なる発展に関する中国共産党中央委員会の決定 [中共中央关于進一步加強農業和農村工作的決定]
1992年	・ 商業企業施行細則 [商業企業實施細則]
	・ 国民所有制商業企業の経営体制を転換するにあたっての実施方法 [全民所有制商業企業轉換經營機制實施辦法]
1993年	・ 個人経済・私営経済の発展促進策に関するいくつかの意見 [关于促進个体經濟私營經濟發展的若干意見]
	・ 社会主義市場経済体制におけるいくつかの問題に関する中国共産党中央委員会の決定 [中共中央关于建立社会主義市場經濟体制若干問題的決定]
	・ 会社法 [公司法]

[]内は原文名

2.1 所有制の構造改革

所有制の構造改革についてであるが、計画経済体制下では、流通業は単一の国営商業による所有制をとっていたとされる（趙 1994, 1996）。これに対して、新しい流通政策の特徴は、こうした所有制に対し改革を行ったことである。すなわち、国営商業が市場を独占するという硬直した流通構造を見直し、多様な市場主体による競争が存在する流通構造へと転換しようとするものであった。大きく分けると、①集団所有制の育成と発展、および②私営商業の育成と発展である（趙 1994, 1996）。

①集団所有制の育成と発展であるが、1983年に國務院から「城鎮集団所有制経済におけるいくつかの政策問題に関する暫定規定」、1991年に「中華人民共和国城鎮集団所有制企業に関する条例」が公表された。1992年に商務部から上記の条例に関する「商業企業施行細則」が公表され、集団所有制企業の性質、地位、およびその役割を明確にされた。

②私営商業の育成と発展についても、具体的な政策が公表されている。たとえば、1987年に國務院から「都市部および農村部における個人商業の管理に関する暫定条例」が公表されている。1988年の「中華人民共和国憲法修正案」の中で、国家の基本法律という形で、私営経済の合法的な地位と役割を明確にした。1988年に「中華人民共和国私営企業に関する暫定条例」、1993年に国家商工局から「個人経済・私営経済の発展促進策に関するいくつかの意見」が公表された。これらの政策では、中国の流通業における所有制構造を従来型から新しいあり方へと根本的に改め、公有制を主体とした多種多様な流通構成要素を同時に発展しようとする方針が示されている。

2.2 市場経済方式への改革

従来の流通体制では、国家の単一指令性計画による商品流通の管理が主であった（趙 1994, 1996）。原材料や設備等の生産財は計画のもとで配分され、一般消費財も計画的に管理されていた。このやり方を改めるために、1979年から以下のような政策が公表された。これによって、高度集中化された指令性流通計画が改善され、計画化された商品が流通する種類や数、範囲は縮小され、市場で自由に流通する商品の比重が高められた（趙 1994, 1996）。

1984年に制定された「経済体制改革に関する中国共産党中央委員会の決定」では、指令性計画、指導性計画、および市場調整という商品流通の3つの方式を組み合わせた経済運用方式の確立が打ち出された。

1991年の「農業および農村経済の更なる発展に関する中国共産党中央委員会の決定」では、『国が定めた少数の重要農産品のみ一括統制購入あるいは部分的に一括統制購入を行

うが、それ以外の農産品はすべて開放し、市場で調整される』と述べられている。ここでいう少数重要農産品は、主として穀物、綿花、およびタバコなどをいう。1991年末までに、商務部の管轄にある商品の中で、指令性計画商品はわずか9品種しか存在しなかった。

1993年の「社会主義市場経済体制におけるいくつかの問題に関する中国共産党中央委員会の決定」では、『国の計画は市場に基づかなければならず、全体の方向性としては指導性計画でなければならない』ことをさらに明確にし、国の計画はマクロ経済や中長期戦略という限られた分野でその役割を果たすべきだとしている。これらの政策の展開によって、中国の商品流通が市場経済方式を原則とすることが確立された。

2.3 国有流通企業の体制改革

国营流通企業には政府の直轄下にあるため、政治と企業の区別や自主的な経営権がなく、従来の流通体制の最も大きな弊害となっていた。現代的な流通企業制度を確立する政策を打ち出すことが、中国の流通政策の最も重要な課題となっている(趙 1994, 1996)。

1979年から国有企業の権限委譲を実施し、企業における経営自主権の拡大を進めた。1984年から経営の請負制を推し進め、この請負制からさらに、租借経営、国家所有から集団所有制への転換、株式会社制の試行運営などへと発展した(趙 1994, 1996)。

1992年に国务院が承認し、商務部などの部局から公表された「国民所有制商業企業の経営体制を転換するにあたっての実施方法」によれば、国有商業企業に対して政治と企業の分離を図り、自主的な経営、損益の自己負担とその責任の明確化、自立した発展、自主的な管理を促すための一歩進んだ規定を策定し、企業の責任を明確化・具体化した(趙 1994, 1996)。

1993年に、前述の「社会主義市場経済体制におけるいくつかの問題に関する中国共産党中央委員会の決定」では、企業の経営自主権の拡大に関する改革を実施し、現代企業体制を確立する新しい段階に突入した。この委員会決定に基づき、国有流通企業の改革は、財産権や企業の権利責任の明確化、政治と企業の分離、および科学的管理法の導入という目標が明確に定められた。1993年に「会社法」が公表され、企業が近代化を進めるための法律的根拠が与えられることとなった(趙 1994, 1996)。

3. 流通の対外開放政策

流通の対外開放に関する主な流通政策は、表2に示しているとおりである。これからわかるように、中国での流通の対外開放は、1992年から2007年にいたるまで、段階的に行われている。

表2 流通の対外開放に関する主な流通政策

1992年	・第3次産業発展の加速化に関する決定 [关于加快發展第三產業的決定] ・商業小売分野の外資利用に関する通達 [关于商業零售領域利用外資的批復]
1995年	・外国企業の投資産業に関する指導目録 [外商投資産業指導目録]
1999年	・外国企業の商業投資に関する試験的規則 [外商投資商業試点辦法]
2002年	・外国企業の投資産業に関する指導目録 (2002年改正版) [外商投資産業指導目録 (2002年改正)]
2004年	・外国企業の商業分野向けの投資に関する管理規則 [外商投資商業領域管理辦法]
2007年	・外国企業の投資産業に関する指導目録 (2007年改正版) [外商投資産業指導目録 (2007年改正)]

[]内は原文名

流通分野における対外開放の動きは、1992年に国務院が公表した「第3次産業発展の加速化に関する決定」が最初であった(島村, 1998)。しかしこの決定は、全面的に流通市場を対外開放しようとするものではなかった。同年7月に国務院の「商業小売分野の外資利用に関する通達」では、政府が中国流通業への外資進出を条件つきで認めた。たとえば、中国の直接投資受入れ形態は合弁企業、および合作経営企業の2形態は認められていたが、独資企業(100%外資企業)は認められていなかった。また、進出許可地域は、5つの経済特区(深圳, 珠海, 汕頭, 厦門, および海南島)と、6大都市(北京, 上海, 天津, 広州, 大連, および青島)において小売業の外資の参入が試験的に許可されていた(謝, 2000)。

1995年6月に国務院から「外国企業の投資産業に関する指導目録」が公表され、外資企業の出資を「奨励」しているものの、流通業は「制限」業種として指定されている。

こうした流通領域における対外開放は、2001年に中国が行ったWTO加盟によって、さらに大きく変化しつつある。中国政府は、流通を含むサービス分野の対外開放を全面的に行うことを約束している。流通の市場開放が中国のWTO加盟条件の1つであったからである。このため、中国は加盟後3年以内に、小売業・卸売業について、外資に対するさまざまな規制を大幅に緩和するとしている(寺嶋ほか, 2003)。

まず、2002年に改正公表された「外国企業の投資産業に関する指導目録」では、小売業・卸売業を含む国内商業が「奨励」業種に指定された。最新の「外国企業の投資産業に関する指導目録(2007年改正版)」は、サービス業の外資への開放をさらに拡大している。「サービスアウトソーシングの受け入れ」や「現代物流」などを奨励項目に追加した。

また、2004年に商務部が公布から公表された「外国企業の商業分野向けの投資に関する管理規則」においては、外資の商業企業に対する投資がさらに緩和化されている。外国企

業が中国商業に投資するにあたって、100%外資商業企業設立の認容、販売代理業務およびフランチャイズ経営の認容、登録資本金の最低額の引下げ等の規制緩和を行っている。小売業の海外への全面開放により、外資は単独投資も合弁も可能となった。

4. 流通現代化の促進に関する流通政策

流通現代化を実現することは、中国の流通産業発展の戦略的な目標である。流通現代化の促進に関する主な流通政策は、表3に示しているとおりでである。これからわかるように、1984年から2009年にいたるまで、流通の現代化をめぐる流通政策の内容が多岐にわたっている。以下では、大きく流通技術の導入、流通業の規範化、流通秩序の整備に分けて、順に説明していくことにしたい。

表3 流通現代化の促進に関する主な流通政策

1984年	・商業市場情報の予測に関する暫定条例 [商業市場予測工作暫行条例]
1987年	・中華人民共和国価格管理条例 [中華人民共和国価格管理条例]
1988年	・中華人民共和国標準化法 [中華人民共和国標準化法]
1991年	・都市商業ネットワーク建設管理に関する暫定規定 [城市商業網点建設管理暫行規定]
1993年	・中華人民共和国反不当競争法 [中華人民共和国反不当競争法] ・中華人民共和国消費者権利保護法 [中華人民共和国消費者権利保護法]
1994年	・流通領域における電子計算機およびエレクトロニクス技術の推進・応用の実施に関する意見 [關於加強流通領域電子計算機及電子技術推廣應用的實施意見] ・商品およびサービスにおける価格明記の実施に関する規定 [關於商品和服務實行明碼標價的規定] ・住民の基本生活必需品およびサービスの価格に対する監督の強化に関する通知 [關於加強對居民基本生活必需品和服務價格監審的通知]
1995年	・流通体制の改革推進、流通業の発展促進に関するいくつかの意見 [關於深化流通体制改革, 促進流通産業發展的若干意見] ・全国チェーンストア型経営の発展計画 [全国連鎖經營發展規劃]
1998年	・小売業態分類の規範化に関する意見 (試行) [零售業態分類規範意見 (試行)]
2001年	・市場経済秩序の整備と規範化に関する決定 [關於整頓和規範市場經濟秩序的決定] ・わが国の現代物流発展の加速化に関するいくつかの意見 [關於加快我國現代物流發展的若干意見] ・都市商業ネットワーク計画に関する指導意見 [關於城市商業網点規劃工作的指導意見]
2002年	・チェーンストア型経営の発展促進のためのいくつかの意見に関する通知 [關於促進連鎖經營發展若干意見的通知]
2004年	・「小売業態分類」国家基準 [《零售業態分類》国家標準]
2006年	・小売業格付けの全国的な実施について [在全国範圍內開展零售企業分等定級工作]
2007年	・流通基準第11次5ヵ年発展計画 [流通標準“十一五”發展規劃]
2009年	・物流業の調整および振興に関する計画 [物流業調整和振興規劃]

[]内は原文名

4.1 流通技術の導入

流通技術に関する政策は、最新の技術を用いて流通業の基盤整備を図り、流通効率を高めることを目的としている（趙 1994, 1996）。

流通技術に関する政策のうち、手始めに推進されたのが流通業の情報化である。1984年に商務部から「商業市場情報の予測に関する暫定条例」が公表され、市場情報を取り扱う行政機関の設置、管理体制や業務内容、およびその方法などについて具体的に定められている。その法律に基づいて、1988年に商務部直属の商業情報センターが設立された。さらに、国家の商業情報政策に基づいて、全国商業統計システム、全国市場情報システム、および消費財市場の予測システムなど全国の消費財流通を網羅する商業情報ネットワークが構築された（趙 1994, 1996）。

次に、進められたのは流通業のコンピュータ化である。1994年に商務部から「流通領域における電子計算機およびエレクトロニクス技術の推進・応用の実施に関する意見」が公表され、流通領域におけるコンピュータ情報技術の推進に関する具体的な方針が定められている（趙 1994, 1996）。具体的には、コンピュータ情報技術の推進のガイドライン、情報管理システムの開発、ネットワークの利用、資金調達、クレジットカードの活用、EDI技術の活用やPOS運用、バーコードの活用、電子計測設備の活用、および人材育成・指導などが含まれる（趙 1994, 1996）。

最後に、流通業における物流システムの整備である。1995年に商務部が公表した「流通体制の改革推進、流通業の発展促進に関するいくつかの意見」では、『生産と流通とがバランスよく発展し、専門性、社会化、および現代化を備えた物流体制を築いていく』ことが打ち出され、物流近代化に対する具体的な目標が制定された（趙 1994, 1996）。2001年に商務部から公表された「わが国の現代物流発展の加速化に関するいくつかの意見」は、物流近代化に関する最初の指導書類とされる（葉, 2005）。そこでは、経済発展における近代物流の重要性が明示されており、「第三方物流」（サード・パーティ・ロジスティックス）の育成、行政当局の支援策（インフラ建設、情報技術の普及、海外からの技術導入、および専門的人材育成などの具体的な内容）が盛り込まれている。2009年に、国務院から「物流業の調整および振興に関する計画」が公表された。本計画では2009年中に、経営難にある物流企業の経営状況を改善し、産業の安定的な発展を維持することを目標としている。2011年までに、国際競争力のある大型総合物流企業集団を育成して、合理的な配置を行うとともに、先進的な技術を導入しながら省エネによる環境保護も推進し、便利で効率性が高く、安全で秩序だった国際競争力ある現代物流サービス体系を構築することを目指している。これにより、物流のサービス能力の強化を図ろうとする狙いがみとれる。物

流通業の規模をより拡大するために、物流業の目標成長率が年間10%以上に設定されている。

4.2 流通業の規範化

(1) 業界全体の標準化

1988年に「中華人民共和国標準化法」が公表された。1990年には「中華人民共和国標準化法実施条例」,「国家標準管理方法」,「業界標準化管理方法」,および「企業標準管理方法」などの標準化関連の一連の規定が相次ぎ公表された(趙 1994, 1996)。これらの政策は、標準化の分類や範囲,規定,実施,責任,および管理などの内容について厳格に規定しようとするものであった。商務部は、上記の国家技術監督局の基準にしたがって、流通業界の標準を作成している。2007年に商務部から「流通基準第11次5ヵ年発展計画」が公表され、流通分野で初めて標準化発展計画が打ち出された。これは、流通基準を体系化し、流通業の秩序を規範する重要な文書となっている(王, 2009)。

(2) 小売業態の定義

1990年代まで、中国の小売業の業態といえば、「百貨店」と「中小の業種店」しかなかった(李, 2006)。しかしながら、中国の改革・開放政策によって、近代的な小売業態が中国に導入され、伝統的な百貨店中心の時代が終わり、小売業界は業態の多様化の局面を迎えている(李, 2006)。「新しい業態」の小売業として、「スーパーマーケット」,「コンビニエンスストア」,および「ディスカウントストア」などが出現している。

こうした流通業の急激な変化をうけて、1998年に商務部から「小売業態分類に関する意見(試行)」が公表された。これは、中国で初めて小売業態の基準化を図ろうとする規定であった。これをもとに、2004年に商務部から、小売業の分類基準を規定する新しい「小売業態分類国家基準」が公表されている。本基準は、小売業態による店舗開設の条件を明確にし、無秩序な出店を回避する方向性が打ち出されている。新しい「小売業態分類国家基準」は、小売店舗の構造的特徴に基づき、その販売方式,品揃え,サービス機能,立地,商圈,経営規模,店舗内設備,顧客層,および無店舗経営などの各要素にしたがって、従来9種類であった業態分類を有店舗12種類(①食料雑貨店,②コンビニエンスストア,③ディスカウントショップ,④スーパーマーケット,⑤大型総合スーパー,⑥会員制倉庫型ディスカウントストア,⑦百貨店,⑧専門店,⑨専売店,⑩ホームセンター,⑪ショッピングセンター,⑫メーカー直売センター),無店舗5種類(⑬テレビショッピング,⑭メールオーダー,⑮インターネット通販,⑯自動販売機,⑰テレフォンショッピング)の17種類に細分化している。

(3) 都市商業ネットワークの構築

出店規定については、国全体としての法律はなく、日本の大規模小売店舗立地法に当たる「城市商業網点管理条例」も現在審議中の段階である。しかしながら、商業施設の配置等を規定した条例がこれまで数多く公表されている。たとえば、1991年に商務部から「都市商業ネットワーク建設管理に関する暫定規定」が公表され、商業ネットワーク構築の原則や管理部門、企画編成、建設資金や方法、管理および法的責任に関して明確な規定が定められた。商業ネットワークの構築は地方政府の重要な責務であり、地方政府は各地域の実情に合わせて具体的な地方政策を作成した（趙 1994, 1996）。都市部の商業発展計画が合理的に制定・実施されることによって、商業投資の方向性を誘導・規範化しようとしている。たとえば、2001年の「都市商業ネットワーク計画に関する指導意見」では、商業施設を建設するにあたって、当該市場のニーズや消費水準、既存商業施設の状況に合わせて計画を進めていかなければならないとされている。つまり、都市全体の商業配置や店舗数、規模、および業態構成の合理性が求められているのである。これらの法律は、小売業の出店する際に依拠すべき重要な政策的根拠を与えることになった。

(4) 流通業サービス水準の向上

2006年に商務部から「小売業格付けの全国的な実施について」が公表され、経営効率、品揃えの充実、および顧客サービスなどについて指標が設けられ、百貨店の「格付け」が行われている。ある基準に達した百貨店（「達標百貨店」）のうち、とくに優良であると認定された百貨店に対し、上位基準である「金鼎百貨店」の称号が授与される。この格付けは、小売企業のブランド戦略の一環として導入されたものである。最初の対象地域は、北京、天津、上海、重慶、南京、長沙、西安、大連、および青島の9都市であり、対象企業は売り場面積が6,000 m²以上の百貨店347店であった。その結果、65%の223店舗が合格基準「達標百貨店」、35店舗が上位基準「金鼎百貨店」として認定された。2008年より、さらに他地域、他業態（大型総合スーパー）にまで適用範囲を広げ、小売業全体のサービス水準や信頼性を一定のレベルに保てるように定期的な再評価が行われている（商務部、2006）。

(5) チェーンストアの発展計画

チェーンストア型経営は、流通産業のあるべき発展の1つの方向性を示すものとして、中国政府が1994年から一連の支援政策を打ち出している。すなわち、1994年にチェーンストアの育成が流通改革の重要な課題の1つとして位置付けられたのである。1995年には、

商務部から『全国チェーンストア型経営の発展計画』が公表されている。同「計画」では、中国でのチェーンストア型経営を発展させるために必要な原則、計画、役割、およびその方法が明確化されている(趙 1994, 1996)。この計画は、1995年から35の主要都市で試験運用され、2000年までにチェーンストア型経営の企業を1,500社、店舗数を6万店、販売額を1,200億元にし、社会全体の商品小売総額の5%を占める産業に育成するという目標が掲げられた(趙 1994, 1996)。

スーパーマーケットやコンビニエンスストアを主要な小売業態としつつ、ファーストフードやクリーニングなどのサービス業も発展させていくとされている。この「計画」では、8つの具体的な方針が打ち出されている。すなわち、規範の管理を強化し、配送センターを発展させ、ハードウェアとソフトウェアの開発・活用を迅速化し、人材育成を強化し、経営に関連する法規を整備し、企業経営の体制転換を図って現代企業制度を確立し、政策上の支援を行うというものである。同時に、政府から政策遂行に必要な資金援助がなされ、チェーンストアの発展が促進されている(趙 1994, 1996)。

2002年に国務院から「チェーンストア型経営の発展促進のためのいくつかの意見に関する通知」が公表され、チェーンストア型経営やフランチャイズ経営、物流配送、および電子ビジネスなどの現代的な流通方式の導入と組織形態の発展が打ち出された(国務院, 2002)。

4.3 流通秩序の整備

まず、流通企業の企業行動に関する政策である。主に次のようなものがある。取引行為を規範化し、平等かつ公正な競争を維持するための政策として、たとえば、1993年に公表された「中華人民共和国反不当競争法」がある。「反不当競争法」は、流通行為を規範化するための基本的な法律であり、5章33条がある。この法律は11の条項を用いて“不当な競争行為”を明確に定義し、監督検査や処罰方法を規定した(趙 1994, 1996)。

このほか、国は、1982年の「商標法」、1985年の「計測法」、1992年の「特許法」、1991年の「タバコ専売法」、1993年の「製品品質法」、1994年の「広告法」、およびその他の関連法規が次々と制定されている。これにより、流通企業の企業行動に関する法律政策体制の原型が形作られたとされる(趙 1994, 1996)。

さらに、地域や業界による独占状態を打破し、全国的な統一市場の形成を加速するために、国務院から2001年に「市場経済秩序の整備と規範化に関する決定」、2002年に「チェーンストア型経営の発展を促進させるための若干の意見に関する通知」が公表され、商品が全国的に流通するために必要な市場環境の整備が図られた。

次に、消費者利益の保護に関する政策である。1993年に発表された「中華人民共和国消費者権利保護法」は、このタイプの政策の中で最も重要な法律である。この法律では、『消費者は生活、消費のために商品を購入、使用し、あるいはサービスを受ける際、その権利は本法律によって保護される。本法律で定められていないことに関しては、その他の関連法律や法規によって保護される』と明文化されている。この法律は、8章55条からなる。このうち第2章の消費者権利において、消費者は安全権利、商品やサービスの情報認知権利、自主選択権、公正な取引権、損害賠償権、知的財産権の保護、尊重される権限、および監督権を有することがうたわれている（趙 1994, 1996）。

最後に、物価政策である。1987年に国務院から「中華人民共和国価格管理条例」が公表され、物価管理部門の責任、企業の価格権利や義務が明確にされた。1994年に国家計画委員会から「商品およびサービスにおける価格明記の実施に関する規定」およびその「実施細則」が公表された。これらの規定の中では、価格明記の範囲や内容、形式、検査監督、および処罰などが詳しく定められている。価格の開示は、競争の公平性や消費者利益の保護、および政府の調整が効果的に行われることを促進する効果がある。さらに、1994年に国務院から、「住民の基本生活必需品およびサービスの価格に対する監督の強化に関する通知」が公表された。この中で、20種類の商品やサービスの価格に対し監督・審査を行い、メーカーや販売会社がこれらの商品の価格を改定する際、事前に物価管理部門に申し出る必要があると定められている（趙 1994, 1996）。

5. むすびにかえて

本稿では、改革開放後における中国流通政策の展開を述べてきた。以上の議論から、内圧と外圧という2つの圧力により、流通改革が推し進められているという現状がわかった。これまでの中国の流通政策は、近藤（2001）によれば、社会主義市場経済体制の構築を中心に展開され、全体的に市場経済の流通を推進する方向に向かっていたとされる。ただし、トータルでいえば、立法化のスピードはいまだ速いとはいえず、法律体系も完全に整備されたとはいえないと指摘されている。

また、流通開放政策そのものにも問題がある。謝（2000）によれば、中国の開放政策の特徴は、漸進的な開放政策、制限付きの開放政策、および透明度の低い開放政策の3つにまとめられる。とくに、透明度の低い開放政策は、海外投資を行う企業側に混乱が生じ、中央と地方政府の政策的な協調性が崩壊してしまっていると指摘されている。

中国政府も、現代の流通システムで生起する新たな状況や新たな問題について、流通の発展を促進するために必要な政策や措置を講じている。国家発展・改革委員会の「国民経

済と社会発展“十一五”計画綱要」(第11次5ヵ年計画(2006-2010)発展ガイドライン)に従い、商務部はこれまでの政策を見直し、2006年に「国内貿易発展“十一五”計画」を打ち出している。その中で、今後の中国の流通政策のいくつかの方向性を示している(商務部, 2006)。

まず、流通立法と規範制定のスピードアップである。商品の流通活動、流通主体、市場行為、市場の調整、および管理などの規範化に関する法律法規を改定・整備し、現代的な流通法律体系の構築を目指している。

次に、流通業の発展に対する優遇策を制定・実施することである。流通業の発展を支援していくために、「流通業発展特定プロジェクト資金」や「流通科学技術イノベーション資金」などを整備する。さらに、中小の流通企業に対する規制緩和を図っていくことも謳われている。

人材に対する訓練や育成の強化、従業員の資質の向上にも注力することがいわれている。具体的には、高等教育機関において流通関連の専門科目を設置し、流通現代化のための人材を育成することを目指している。

最後に、業界や協会といった仲介組織がもつ役割を十分に発揮することである。流通業界に存在する各種協会などの自律的な組織を改革・発展させることで、業界内における協調関係の生成・維持や市場開拓などといったことに対して、自ら積極的に対応していくことが求められている。

本稿の限界は、中国流通政策についてあまり深く明らかにできていない点と将来の中国流通政策のあり方や将来展望について言及できていない点にある。今後の研究課題として、新しく制定された流通政策を含め、より体系的に流通政策を整理していく必要があると考えている。

【付記】

本稿は、文部科学省科学研究費補助金基盤研究(A)(研究課題番号:17203030)に基づく研究成果の一部である。

引用文献

- 王燕平(2009)「中国百貨行業発展報告(1999~2008)」『中国百貨行業発展報告:1999~2008』(王燕平編) 经济管理出版社。
- 近藤和明(2001)「改革開放後の中国流通政策」同志社商学, 第52巻, 第4・5・6号, 142~174頁。
- 島村幸光(1998)「外資系小売業の中国進出」『現代中国経済の分析』(佐々木信彰編) 世界思想社, 90-113頁。

- 謝憲文（2000）『流通構造と流通政策—日本と中国の比較』同文館。
- 謝憲文（2005）「WTO 加盟後の中国流通政策の展開」『現代中国の流通』（松江宏編）同文館，53-69頁。
- 趙爾烈（1994）「中日流通政策的比較」『中日流通業比較研究』（胡欣欣主編）中国輕工業出版社，276-315頁。
- 趙爾烈（1996）「改革以来中国的流通政策」『中日流通業比較』（馮昭奎・小山周三主編）中国社会科学出版社，415-431頁。
- 寺嶋正尚・後藤亜希子・川上幸代・洪緑萍（2003）『よくわかる中国流通業界』日本実業出版社。
- 李飛（2006）「中国零售類型」『中国零售業發展歷程（1981-2005）』（李飛・王高編著）社会科学文献出版社。
- 葉翀（2005）「中国物流近代化の發展と課題」『現代中国の流通と社会』（田中道雄・鄭杭生・栗田真樹・李強編著）ミネルヴァ書房。
- 渡辺達朗（2007）『流通政策入門 第2版』中央経済社。

[法律関連（年代順）]

- 国務院 1983. 「關於城鎮集体所有制經濟若干政策問題的暫行規定（城鎮集团所有制經濟におけるいくつかの政策問題に関する暫定規定）」
 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/xzfg/198304/19830400126462.shtml>> 2010年1月31日アクセス。
- 中国共産党中央委員会 1984. 「中共中央關於經濟体制改革的決定（經濟体制改革に関する中国共産党中央委員会の決定）」
 <<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/64168/64565/65378/4429522.html>> 2010年1月31日アクセス。
- 商業部 1984. 「商業市場予測工作暫行条例（商業市場情報の予測に関する暫定条例）」
 <<http://www.people.com.cn/item/flfgk/gwyfg/1984/232101198405.html>> 2010年1月31日アクセス。
- 国務院 1987. 「城鄉个体工商戶管理暫行条例（都市部および農村部における個人商業の管理に関する暫定条例）」
 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/xzfg/198708/19870800125444.shtml>> 2010年1月31日アクセス。
- 国務院 1987. 「中華人民共和国價格管理条例」
 <<http://www.people.com.cn/item/flfgk/gwyfg/1987/112207198702.html>> 2010年1月31日アクセス。
- 国務院 1988. 「中華人民共和国憲法修正案」
 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/198804/19880400124891.shtml>> 2010年1月31日アクセス。
- 国務院 1988. 「中華人民共和国私營企業暫行条例（中華人民共和国私營企業に関する暫定条例）」
 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/xzfg/198806/19880600125718.shtml>> 2010年1月31日アクセス。

セス。

全国人民代表大会常務委員会 1988. 「中華人民共和國標準化法」

<http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/05/content_4514.htm> 2010年1月31日アクセス。

國務院 1991. 「中華人民共和國城鎮集体所有制企業条例(中華人民共和國城鎮集团所有制企業に関する条例)」

<<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/xzfg/199109/19910900125617.shtml>> 2010年1月31日アクセス。

國務院 1991. 「中共中央關於進一步加強農業和農村工作的決定(農業および農村經濟の更なる發展に関する中国共産党中央委員会の決定)」

<http://www.gov.cn/test/2008-07/04/content_1035745.htm> 2010年1月31日アクセス。

商業部 1991. 「城市商業網点建設管理暫行規定(都市商業ネットワーク建設管理に関する暫定規定)」

<http://law.baidu.com/pages/chinalawinfo/0/51/40cb9be0184495295ebed3b3a145ef59_0.html> 2010年1月31日アクセス。

商業部 1992. 「商業企業施行細則」

<http://law.baidu.com/pages/chinalawinfo/0/58/825ac48623830a4d6f8131f6d5bbd0b9_0.html> 2010年1月31日アクセス。

商業部 1992. 「全民所有制商業企業轉換經營機制實施辦法(国民所有制商業企業の經營体制を轉換するにあたっての實施方法)」

<<http://www.people.com.cn/item/flfgk/gwyfg/1992/232601199201.html>> 2010年1月31日アクセス。

國務院 1992. 「關於加快發展第三產業的決定(第3次產業發展の加速化に関する決定)」

<http://www.sdpc.gov.cn/fwyz/t20050804_39062.htm> 2010年1月31日アクセス。

國務院 1992. 「關於商業零售領域利用外資的批復(商業小売分野の外資利用に関する通達)」

<http://law.baidu.com/pages/chinalawinfo/0/85/768714bef0827e77b63681ad262b2a9e_0.html> 2010年1月31日アクセス。

国家工商行政管理総局 1993. 「關於促進个体經濟私營經濟發展若干意見(個人經濟・私營經濟の發展促進策に関するいくつかの意見)」

<http://www.saic.gov.cn/fldyfbzdjz/zcfg/200705/t20070523_57789.html> 2010年1月31日アクセス。

中国共産党中央委員会 1993. 「中共中央關於建立社会主义市場經濟体制若干問題的決定(社会主义市場經濟体制におけるいくつかの問題に関する中国共産党中央委員会の決定)」

<<http://www.people.com.cn/GB/shizheng/252/5089/5106/5179/20010430/456592.html>> 2010年1月31日アクセス。

全国人民代表大会常務委員会 1993. 「中華人民共和國反不当競争法」

<http://laws.ipr.gov.cn/ipr/laws/info/Article.jsp?a_no=1275&col_no=14&dir=200603> 2010年1月31日アクセス。

全国人民代表大会常務委員会 1993. 「公司法(会社法)」

- <<http://www.people.com.cn/item/flfgk/cyflfg/c008.html>> 2010年1月31日アクセス。
- 全国人民代表大会常務委員会 1993.「中華人民共和国消費者權益保護法（中華人民共和国消費者權利保護法）」
- <http://www1.www.gov.cn/banshi/2005-05/25/content_862.htm> 2010年1月31日アクセス。
- 国家計画委員会 1994.「關於商品和服務實行明碼標價的規定（商品およびサービスにおける価格明記の実施に関する規定）」
- <<http://www.people.com.cn/item/flfgk/gwyfg/1994/203201199402.html>> 2010年1月31日アクセス。
- 國務院 1994.「關於加強對居民基本生活必需品和服務價格監審的通知（住民の基本生活必需品およびサービスの価格に対する監督の強化に関する通知）」
- <http://www.china.com.cn/law/flfg/txt/2006-08/08/content_7059889.htm> 2010年1月31日アクセス。
- 国家發展計画委員会 1995.「外商投資產業指導目錄（外国企業の投資產業に関する指導目錄）」
- <http://invest.ec.com.cn/article/zsxtxw/200809/653745_1.html> 2010年1月31日アクセス。
- 国内貿易局 1995.「關於深化流通体制改革，促進流通產業發展的若干意見（流通体制的改革推進，流通業の發展促進に関するいくつかの意見）」
- <http://law.baidu.com/pages/chinalawinfo/1/14/117d59e55603d4bab0d2774dfae34a67_0.html> 2010年1月31日アクセス。
- 国内貿易局 1998.「零售業態分類規範意見（試行）（小売業態分類の規範化に関する意見（試行）」
- <<http://www.people.com.cn/item/flfgk/gwyfg/1998/232101199809.html>> 2010年1月31日アクセス。
- 国家經濟貿易委員会 1999.「外商投資商業試點辦法（外国企業の商業投資に関する試験的規則）」
- <http://www.saic.gov.cn/zcfg/xzgzjgfwj/200901/t20090113_5510.html> 2010年1月31日アクセス。
- 國務院 2001.「關於整頓和規範市場經濟秩序的決定（市場經濟秩序の整備と規範化に関する決定）」
- <<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/d/200304/20030400082171.html>> 2010年1月31日アクセス。
- 国家經濟貿易委員会 2001.「關於加快我国現代物流發展的若干意見（わが国の現代物流發展の加速化に関するいくつかの意見）」
- <http://law.baidu.com/pages/chinalawinfo/3/51/f62237e3bcac3e398745c1103517b693_0.html> 2010年1月31日アクセス。
- 国家經濟貿易委員会 2001.「關於城市商業網點規劃工作的指導意見（都市商業ネットワーク計画に関する指導意見）」
- <http://law.baidu.com/pages/chinalawinfo/3/89/3243640d1d360239021ae91613dbaf3a_0.html> 2010年1月31日アクセス。
- 国家發展計画委員会 2002.「外商投資產業指導目錄（2002年修訂）（外国企業の投資產業に関する指導目錄（2002年改正）」
- <http://www.chinacourt.org/flwk/show1.php?file_id=76967&str1=%CD%E2%C9%CC%CD%>

- B6%D7%CA%B2%FA%D2%B5%D6%B8%B5%BC%C4%BF%C2%BC> 2010年1月31日アクセス。
- 国務院 2002. 「關於促進連鎖經營發展若干意見的通知(チェーンストア型經營的發展促進のためのいくつかの意見に関する通知)」
<http://law.baidu.com/pages/chinalawinfo/4/34/aa0741b3ad966e2370784b4fe3be01d7_0.html> 2010年1月31日アクセス。
- 商務部 2004. 「外商投資商業領域管理辦法(外国企業の商業分野向けの投資に関する管理規則)」
<http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=93335> 2010年1月31日アクセス。
- 商務部 2004. 「《零售業態分類》國家標準(「小売業態分類」國家基準)」
<<http://sousuo.mofcom.gov.cn/query/queryDetail.jsp?articleid=20040800269666&query=%E9%9B%B6%E5%94%AE%E4%B8%9A%E6%80%81%E5%88%86%E7%B1%BB>> 2010年1月31日アクセス。
- 商務部 2006. 「在全国範圍內開展零售企業分等定級工作(小売業格付けの全国的な実施について)」
<http://www.gov.cn/gzdt/2006-04/12/content_251715.htm> 2010年1月31日アクセス。
- 商務部 2007. 「外商投資產業指導目錄(2007年修訂)(外国企業の投資産業に関する指導目錄(2007年改正))」
<http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/t20071107_171058.html> 2010年1月31日アクセス。
- 商務部 2007. 「流通標準“十一五”發展規劃(流通基準第11次5ヵ年發展計画)」
<<http://scjss.mofcom.gov.cn/aarticle/cx/200704/20070404627418.html>> 2010年1月31日アクセス。
- 国務院 2009. 「物流業調整和振興規劃(物流業の調整および振興に関する計画)」
<http://www.gov.cn/zwgk/2009-03/13/content_1259194.htm> 2010年1月31日アクセス。